市原市出産前後家事等サポート事業のご案内

市原市・市原市社会福祉協議会

1　出産前後家事等サポート事業とは

妊娠中や出産後の心身ともに不安定な時期に、昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない家庭を対象に、身の回りの世話や育児を支援するヘルパーの派遣を調整するとともに、利用料の一部を助成する事業です。

2　対象となる方

妊娠中又は出産後１年以内で、昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない家庭

3　サービス内容

家事に関する援助	育児に関する援助
①　食事の準備、後片付け ②　衣類の洗濯、補修 ③　室内の掃除、整理整頓 ・　室内で日常的に行う掃除・整理整頓に限ります。大掃除や掃除業者に依頼するような掃除、戸外での清掃はできません。 （例）　シンク･換気扇･ガスコンロ･エアコン･冷蔵庫･網戸の掃除、引越しの手伝い等はできません。 ④　生活必需品の買い物 ・　近隣店舗での持てる範囲の食材、日用品の買い物に限ります。 ⑤　関係機関との連絡 ・　郵便局やポストへの郵便物の持ち込み、役所への申請（軽易な手続きのもの）、届出に限ります。 ・　役所への申請に関しては、委任状が必要な場合があります。事前に担当窓口へお問い合わせください。 ・　金融機関への現金のお振込み等はできません。 ⑥　その他必要な家事援助 ・　布団干し、ゴミ出し、宅配の受取り・片付け　等	①　授乳 ②　おむつ交換 ③　沐浴介助 ・　お湯の準備や片付け、赤ちゃんの受取り、拭取り、着替え等をお手伝いします。 ・　赤ちゃんをお風呂に入れることや沐浴指導はできません。 ④　適切な育児環境の整備 ・　ベビー布団干し、室温調節　等 ⑤　その他必要な育児援助・相談 ・　抱っこ、あやし、寝かしつけ　等 ・　上の子のお世話、留守番はできません。 ※　上の子の育児支援は、「いちはらファミリー･サポート･センター」でご相談に応じることができます。

4　利用回数

・　１回１時間もしくは２時間
・　20 回以内（多胎の場合は 40 回以内）　※1 日 2 回が上限

5　利用時間

年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除く毎日
午前 8 時から午後 6 時まで

6　2 回目以降の利用料金（1 回 1 時間あたり）

区分	利用料	助成額	**自己負担額**
生活保護世帯 市民税非課税世帯 多子世帯(子が 3 人以上)	2,250 円	2,250 円	**0 円**
多子世帯(子が 2 人)	2,250 円	1,800 円	**450 円**
その他の世帯	2,250 円	1,350 円	**900 円**

※　利用決定後の初回利用については、自己負担額は無料となります。

※　サービス提供のたびに、自己負担額（利用料から助成額を除いた額）をヘルパーにお支払いください。また、月ごとに「市原市出産前後家事等サポート事業助成金支払請求書兼委任状」（第 6 号様式）に必要事項を記入し、ヘルパーにお渡しください。

※　生活保護世帯、市民税非課税世帯及び多子世帯の方は、申込時に下記の証明書等（申請時点で入手できる最新のもの）の提出が必要な場合があります。

区分	必要な証明書等	証明書等の入手先
生活保護世帯	生活保護受給証明書	生活福祉課
市民税非課税世帯	市県民税所得課税証明書（非課税内容） 市県民税非課税証明書	市民課・支所
多子世帯	住民票、戸籍謄本	市民課・支所

7　キャンセル料について

止むを得ない場合を除き、キャンセルをしないようにお願いします。

利用者の都合により、ヘルパー派遣が中止された場合は、下記のキャンセル料を派遣事業者に直接お支払いください。

※　キャンセルが続く場合、その後のご利用をお断りする場合があります。

連絡の時期		キャンセル料
派遣前々日の 16 時までに連絡があった場合		無料
派遣前々日の 16 時から派遣前日の 16 時までに連絡があった場合	1 時間	450 円
	2 時間	900 円
派遣前日の 16 時以降に連絡があった場合（利用者宅訪問後のサービスの提供中止を含む）	1 時間	900 円
	2 時間	1,800 円

8　申請方法

はじめに、市原市社会福祉協議会のコーディネーターにご連絡ください。コーディネーターが家庭の状況や利用希望日等について確認させていただき、利用可能なヘルパーを探します。ヘルパーの調整ができましたら、原則利用する 10 日前（土曜・日曜・祝日、12/29～1/3 を除く）までに、市社会福祉協議会へ申請書をご提出いただきます。（持参、FAX、メールいずれも可）

〒290-0075　市原市南国分寺台 4-1-4　市原市社会福祉協議会
TEL：0436-24-0011　　FAX：0436-22-3031
Mail：kajisapo@ichihara-shakyo.or.jp
受付時間：月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

【出産前後家事等サポート事業のイメージ】

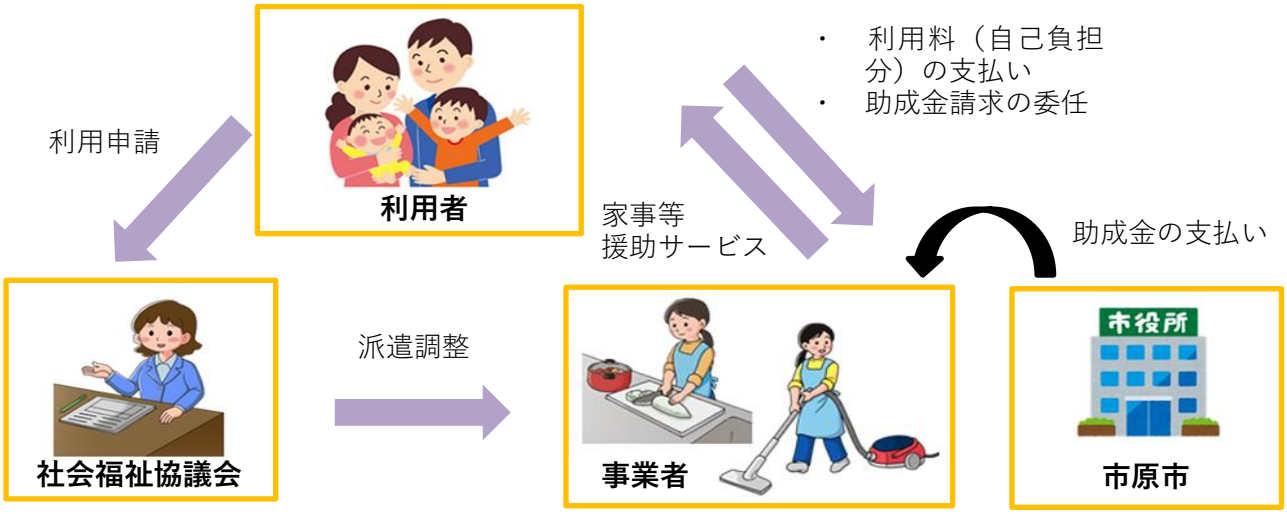

家事等サポート事業者一覧

	事業者名	所在地	電話番号
1	株式会社スマイルパートナー	千葉市緑区おゆみ野中央 1-25-14-2-204	043-293-5565
2	生活協同組合コープみらい おたがいさま受付センター	千葉市中央区新田町 36-15 千葉テックビル４Ｆ	043-301-6289
3	有限会社わかばケアセンター	市原市惣社 1-10-16	0436-20-6681
4	有限会社潤井戸タクシー まごころケアサポート	市原市潤井戸 1058	0436-74-0058
5	株式会社 BIG BELL ヘルパーステーション PALMA 馬立	市原市馬立 818	0436-37-3424
6	有限会社ほほえみケアセンター	市原市東国分寺台 3-1-9	0436-26-8287
7	ぴよママ	市原市ちはら台東 1-19-17	070-9154-7113
8	産後ドゥーラ　樋口　志保	木更津市	080-5490-0103
9	かおはれ	市原市五井東 1-8-6 セブンパレス 203	0436-26-8170

※　事業者は随時追加予定です。

※サービスの提供にあたっては、利用者の方の利用希望日等に添えるようヘルパー派遣の調整に努めておりますが、御希望に添えない場合もございますのであらかじめ御了承ください。

市原市出産前後家事等サポート事業のご利用にあたって

1　サービス提供の前に

利用日前日までに、事業者から派遣されるヘルパー名のお知らせやサービス内容等確認の連絡があります。

2　サービス提供の際に

(1)　ヘルパーは、事業者発行の身分証明書（写真付）を提示しますので、事前に連絡されているヘルパーと相違がないかご確認ください。

(2)　ヘルパーは、「市原市出産前後家事等サポート事業利用決定通知書」（第 3 号様式の 3）を持参しますので、お手元の「市原市出産前後家事等サポート事業利用承認通知書」（第 3 号様式）の内容と相違がないかご確認ください。

3　サービスが終わったら

(1)　サービス提供終了の都度、自己負担額（利用料から助成額を除いた額。(2)の手続きにより予め差額のみの支払いができます。）をお支払いください。その際、領収書をお受け取りください。

(2)　助成金の請求及び受領を事業者に委任するために、「市原市出産前後家事等サポート事業助成金支払請求書兼委任状」（第 6 号様式）に必要事項を記入し、ヘルパーにお渡しください。

4　利用日、利用時間の変更（追加）手続き

利用日や利用時間に変更（追加）が生じた場合は、できるだけ早い時期に下記へお電話ください。ヘルパーの調整等があり、急な変更はお受けできませんので、予めご了承ください。

ヘルパーの調整ができましたら、「市原市出産前後家事等サポート事業利用変更（中止）申請書兼届出書」（第 4 号様式）をご提出いただきます。（持参、FAX、メールいずれも可）

5　利用のキャンセル手続き

利用者の都合でサービスをキャンセルする場合は、できるだけ早い時期に下記へお電話ください。（土曜・日曜・祝日、12/29～1/3 の場合は、直接事業者へご連絡のうえ、受付時間内に改めて下記にもお電話ください。）電話連絡後に「市原市出産前後家事等サポート事業利用変更（中止）申請書兼届出書」（第 4 号様式）をご提出いただきます。（持参、FAX、メールいずれも可）

利用者都合により中止された場合には、キャンセル料を下記のとおりご負担いただきます。キャンセル料は事業者に直接お支払いください。

連絡の時期		キャンセル料
派遣前々日の 16 時までに連絡があった場合		無料
派遣前々日の 16 時から派遣前日の 16 時までに連絡があった場合	1 時間	450 円
	2 時間	900 円
派遣前日の 16 時以降に連絡があった場合（利用者宅訪問後のサービスの提供中止を含む）	1 時間	900 円
	2 時間	1,800 円

【連絡先】

市原市社会福祉協議会　TEL:0436-24-0011　FAX:0436-22-3031

Mail: kajisapo@ichihara-shakyo.or.jp

受付時間：月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで